特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	公営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山梨県は、公営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山梨県知事

公表日

令和7年8月1日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

」								
1. 特定個人情報ファイル	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	公営住宅の管理に関する事務							
②事務の概要	山梨県では、住宅の安定的な供給を図るため、県営住宅を整備し、住宅困窮者への賃貸等を行っている。 特定個人情報ファイルを使用して具体的に実施する事務 ・入居申込みの受理、審査、認定、通知 ・収入申告の受理、審査、認定 ・家賃の決定 ・家賃等の減免申請の受理・審査・認定 ・同居承認、入居承継承認の申請の受理、審査、承認							
③システムの名称	県営住宅管理システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム							
2. 特定個人情報ファイル	·名							
公営住宅管理システムファイ	ル							
3. 個人番号の利用								
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の27の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第18条							
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携							
①実施の有無	<選択肢> (選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定							
②法令上の根拠	〈情報照会の根拠〉 番号法第19条第8号 番号法別表の27の項 番号法第十九条第八号に基づ〈利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第55条 〈情報提供の根拠〉 情報提供は行わない							
5. 評価実施機関における								
①部署	県土整備部住宅対策室							
②所属長の役職名	室長							
6. 他の評価実施機関								
7. 特定個人情報の開示	·訂正·利用停止請求							
請求先	山梨県県民情報センター 〒400-0031 甲府市丸の内一丁目6-1(県庁別館2階) 電話番号:055-223-1408 FAX番号:055-223-1409 利用時間:8時30分~17時00分 閉館日:土日祝日、年末年始(12月29日~1月3日) (各地域県民センターにおいても請求を受け付けている)							
8. 特定個人情報ファイル	・ ・の取扱いに関する問合せ							
連絡先	400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 県土整備部住宅対策室 県営住宅管理担当 TEL 055-223-1732							
9. 規則第9条第2項の過	[]適用した							
適用した理由								

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か		令和7年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かい いつ時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上	2) 500人未満	
		令和7年4月1日 時点					
3. 重大事故							
	りに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 載されている。	施機関については、それぞれ	ル重点項目評価語	書又は全項目評価書において、リス·	ク対策の詳細が記
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシス	テムを通じたり	人手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネットワー	一クシステムを通	低にた提供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	ļ]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業	ž.		[]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
申請者からマイナンバーの提供を受けた際に、本人確認のよる。また、特定個人情報ファイルにマイナンバーを紐付けするている。						

9. 監査			
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発		
従業者に対する教育・啓発	- 1) 特(沢肢> に力を入れて行っている 分に行っている 分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられ る対策	3)株限のだい考によって本正に使用されるロスクへの対策		
当該対策は十分か【再掲】	- 1) 特(2) 十分である] 2) 十分 3) 課題	尺肢> に力を入れている 分である 題が残されている	
判断の根拠	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的およ	:び技術的な安全管理措置を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	前の記載変更後の記載		提出時期に係る説明
令和7年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象 人数	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	時点修正
令和7年4月1日	「Ⅲしきい値判断項目 2. 取扱 者数	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	時点修正